議員提出議案第1号

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例を廃止する条例の 制定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 112 条及び羽曳野市議会会議規則(昭和 56 年羽曳野市議会規則第 3 号)第 13 条第 1 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年2月24日

羽 曳 野 市 議 会議 長 金 銅 宏 親 殿

提 出 者 羽曳野市議会議員

笹 井 喜世子渡 辺 真 千南 玲

提案理由

異常な物価高騰が、市民の暮らしに大きな影響を与えていることに鑑み、下水道の使 用料の額を従前の料金にするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例を廃止する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例(令和 4 年羽曳野市条例第 13 号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。